



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 2 9 号

平成24年(2012年)6月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	3
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定について ( " )	4
金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (教育総務課)	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	5
平成19年選挙管理委員会告示第111号(金沢市農業委員会委員選挙投票区について)の一部改正について ( " )	5

条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	5
議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	5
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	5
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	5
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6

### 監査公表

監査公表(第10号) (監査事務局) 6

### 公営企業告示

金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単 料金の算定について (経営企画課)	6
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単料金の算定について ( " )	7

## 告 示

### ●金沢市告示第174号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 143台
- 原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年5月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号  
財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成24年6月11日から同年9月10日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第175号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	12台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	12台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
長田町地内	自 転 車	2台
泉3丁目地内	自 転 車	2台
広岡1丁目地内	自 転 車	2台
小立野2丁目地内	自 転 車	1台
杉浦町地内	自 転 車	1台

松村5丁目地内	自 転 車	8台
三馬3丁目地内	自 転 車	2台
額新町1丁目地内	自 転 車	1台
諸江町地内	自 転 車	5台
金石本町地内	自 転 車	2台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
西泉6丁目地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	4台
芳斉1丁目地内	自 転 車	1台
松村1丁目地内	自 転 車	1台
畝田中4丁目地内	自 転 車	1台
田上町地内	自 転 車	1台
下本多町地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成24年5月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成24年6月11日から同年12月10日まで
- (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
上荒屋第10町会	主たる事務所 の所在地	金沢市上荒屋5丁目130番地	金沢市上荒屋5丁目58番地	平成20年4月20日
	代表者の氏 名及び住所	武樋 寛一 金沢市上荒屋5丁目130番地	佐々木 隆之 金沢市上荒屋5丁目58番地	
	主たる事務所 の所在地	金沢市上荒屋5丁目58番地	金沢市上荒屋5丁目438番地	平成22年4月25日
	代表者の氏 名及び住所	佐々木 隆之 金沢市上荒屋5丁目58番地	木下 巧 金沢市上荒屋5丁目438番地	
	主たる事務所 の所在地	金沢市上荒屋5丁目438番地	金沢市上荒屋5丁目228番地	平成24年4月15日
	代表者の氏 名及び住所	木下 巧 金沢市上荒屋5丁目438番地	入口 吉男 金沢市上荒屋5丁目228番地	
荒屋町住宅 団地町会	主たる事務所 の所在地	金沢市荒屋町口15番地4	金沢市荒屋町イ179番地1	平成24年1月22日
	代表者の氏 名及び住所	中屋 保雄 金沢市荒屋町口15番地4	田上 吉紀 金沢市荒屋町イ179番地1	

●金沢市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業 者		事業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人美羽福祉会	金沢市桂町50街区 1番地	ケアハウスゆりの里	金沢市桂町50街区 1番地	平成24年4月1日
株式会社新世紀ケアサービ ス	金沢市北間町ホ 181番地	デイサービス粟ヶ崎遊園	金沢市粟崎町2丁 目414番地	平成24年4月2日
有限会社ドリーム二十一	金沢市岸川町に20 番地	グループホーム桜丘	金沢市鳴和台318 番地	平成24年5月1日
H K C 株式会社	金沢市横川2丁目 155番地1	ライフケア共に	金沢市横川2丁目 155番地1	平成24年5月1日
株式会社マルチバース	金沢市北安江4丁 目1番27号	訪問介護事業所マナの家 増泉	金沢市増泉1丁目 16番41号	平成24年5月2日
株式会社マルチバース	金沢市北安江4丁 目1番27号	マナの家増泉デイサービ ス	金沢市増泉1丁目 16番41号	平成24年5月2日
株式会社マルチバース	金沢市北安江4丁 目1番27号	マナの家増泉ショートス テイ	金沢市増泉1丁目 16番41号	平成24年5月2日

●金沢市告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業 者		事業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社マルチバース	金沢市北安江4丁 目1番27号	居宅介護支援事業所マナ の家増泉	金沢市増泉1丁目 16番41号	平成24年5月2日

●金沢市告示第179号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年告示第54号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

別表中「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に、「223,200円」を「226,200円」に、「264,000円」を「266,000円」に、「303,000円」を「305,000円」に、「244,000円」を「247,000円」に、「193,200円」を「196,200円」に、「249,000円」を「251,000円」に、「222,000円」を「224,000円」に、「34,500円」を「77,100円」に、「109,200円」を「112,200円」に、「207,000円」を「209,000円」に、「159,000円」を「161,000円」に、「183,000円」を「211,200円」に、「46,800円」を「49,800円」に、「175,000円」を「178,000円」に、「111,000円」を「114,000円」に改め、同表の備

考第1項中「、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（通所によるものに限る。）」を削り、「児童デイサービス」を「児童発達支援若しくは医療型児童発達支援」に改め、同備考第7項を削る。

附 則

この告示は、平成24年度分からの補助金について適用する。

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第25号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正する。

平成24年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第37投票区の項中「三池新町」の次に「、三池栄町」を加える。

### ●金沢市選挙管理委員会告示第26号

平成19年選挙管理委員会告示第111号（金沢市農業委員会委員選挙投票区について）の一部を次のように改正する。

平成24年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第5選挙区の部第21投票区の項中「三池新町」を「三池新町 三池栄町」に改める。

### ●金沢市選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,262人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,029人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第29号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,029人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第30号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項にお

いて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,262人

●金沢市選挙管理委員会告示第31号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,515人

監 査 公 表

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年6月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	高	村	佳伸

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年5月2日
- (2) 措置を講じた部局等 経済局ものづくり産業支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日（平成20年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>公有財産の管理について</p> <p>多数の市民が利用する公共建物にあっては、建築基準法の改正により建築物や建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられたところであるが、その点検が未だ実施されていないので、実施体制などを全庁的に検討のうえ早急に実施する必要がある。</p>	<p>指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成24年1月及び2月に実施した。今後も施設の安全性を確保するため、適正に実施していく。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第18号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成24年2月1日から同年4月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 68,970円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 88,320円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 71,240円

2 原料価格変動額 7,500円

算式 71,240円 (1トン当たり平均原料価格) - 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 7,500円 (100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 7,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に6.15円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

4 平成24年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	232円90銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	230円90銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	218円40銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	216円57銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	211円57銭

●金沢市公営企業告示第19号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年6月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成24年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 88,320円

(2) 原料価格変動額 300円

算式 88,320円 (1トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 300円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に0.61円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成24年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	421円91銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	412円81銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成24年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 88,320円

(2) 原料価格変動額 300円

算式  $88,320円 (1 \text{ トン当たり平均原料価格}) - 88,000円 (1 \text{ トン当たり基準平均原料価格}) = 300円 (100円未満切捨て)$

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式  $基準単位料金の額 + 300円 (原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に0.61円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成24年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	421円99銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	412円89銭

3 南森本供給地点群

(1) 平成24年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 88,320円

(2) 原料価格変動額 300円

算式  $88,320円 (1 \text{ トン当たり平均原料価格}) - 88,000円 (1 \text{ トン当たり基準平均原料価格}) = 300円 (100円未満切捨て)$

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式  $基準単位料金の額 + 300円 (原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に0.61円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成24年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	400円76銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	391円66銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成24年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 88,320円

(2) 原料価格変動額 300円

算式  $88,320円 (1 \text{ トン当たり平均原料価格}) - 88,000円 (1 \text{ トン当たり基準平均原料価格}) = 300円 (100円未満切捨て)$

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式  $基準単位料金の額 + 300円 (原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に0.61円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成24年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)



	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	444円37銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	435円27銭

平成24年(2012年)6月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)6月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地			